

	①若年層を対象とした対策	②企業における献血の推進対策	③複数回献血者対策	④目標を確保するための全般的な対策
徳島	1. 子供献血教室の開催 ・教育委員会の賛同をもらい市内小学校5、6年生を対象に夏休みに2回開催する。 2. 県下各大学等の学内献血の充実(年3回) ・学生ボランティアの協力を得て、県下7キャンパスでの献血を年1~2回から年3回にする。	1. 涉外係による広報(事前に訪問) ・今まで以上に各企業を訪問し、年間の配車台数の増加のお願い及び固定施設への献血者送り込み(送迎献血)にご協力いただく。 2. 個人個別にハガキによる事前周知 ・採血予定企業の前回献血参加協力者全員にハガキにてお知らせする。 3. 新しい事業所の開拓	1. 登録者の募集(ホームページ掲載、固定施設での募集看板設置等) ・メールクラブ設置の周知を年2回発行の徳島県赤十字新聞に掲載並びにホームページに掲載する学生ボランティアによりキャンバス内で募集リーフレットを配布する。 2. 健康相談室の定期開催	1. 移動採血車1台あたりの献血者数50人を目標とする ・事業所及び周辺への事前広報 ・地域の祭り・イベント等への参加 ・ライオンズクラブ・ロータリークラブ・青年会等への協力要請 ・天理教などの宗教団体への協力依頼 ・新聞の折込チラシの活用 ・複数回献血者へのアプローチを増やす 2. 400mL献血の献血率を75%以上にする ・周知チラシを活用し、事業所・コミュニティーセンター等に配布・掲示依頼 ・増強月間を設け(7月・2月)、県内にPRを図る 3. その他 ・献血ルーム・定期移動採血場所の周知
香川	1. 県下の高校を対象に、春・夏休みにボランティアを募集して、講習会と献血呼びかけを実施。	1. 保健所・市町と連携をとり、献血場所周辺の事業所への呼びかけを行う。	1. ルームを中心として、複数回献血者を募る。	1. 移動採血車の1稼働当たり、50人目標。 2. 地域献血の際、周辺事業所への協力お願い。 3. 地域献血の際、新聞折込チラシでの広報。 4. 登録者の要請、献血者への献血依頼。
愛媛	1. 小学5年生、6年生を対象とした血液センター見学教室の実施 2. 中学校の総合的な学習時間での血液センター見学の実施。	1. 付近に小規模事業所がある場合、職員一名が乗用車で同行し献血者の送迎を行う。 2. 献血実施一週間前に広報用ポスター・チラシを持参し、前日に在庫状況等を報告し、献血依頼を再度行う。 3. 血液センター所長感謝状の贈呈式をセンターで行い、企業担当者に血液事業の現状等の説明をすることで、より一層の協力をお願いする。	1. 複数回献血クラブ登録者拡大に向け、固定施設、移動採血車ともに積極的な整備を図る。 2. 月一回のペースで、健康増進事業を実施。クラブ会員が喜ぶと思われる、マッサージやリラクゼーションを中心に行っていく。 3. クラブ専用システムの血小板献血予約システムを活用し、供給必要本数に見合った採血が行えるよう推進する。	1. 移動採血においては400mL献血のみを受付、200mL献血はルームにおいて必要本数のみ採血する。 2. 毎日曜日に移動採血車を一台配車し、平日の配車を減らし、MAPの在庫状況を見ながら土曜日の配車を実施する。 3. ルームにおいての涉外活動を強化し、献血者の送迎等の実施により、400mL献血者の増加を図る。
高知	1. 学生ボランティアの育成強化と、献血キャンペーンの実施。 2. 県との連携で高校生以下の若年層に対する普及啓発を検討中。	1. 献血推進員による企業内献血の推進。 2. 献血担当者用献血実施に伴う広報マニュアルを作成し配布する。 3. 實施企業の近辺事業所開拓。	1. 「複数回献血協力者確保事業」における献血クラブの募集を強化する。 2. 献血依頼ハガキによる強化。	1. 無給勤向により可能な限りの増車、受付時間の延長等を図る。 2. ライオンズクラブの研修会を実施する。 3. 移動採血によるスーパー等での献血実施の際、周辺地区への新聞折込チラシを入れる。 4. 協同組合、団体等による県内一斉キャンペーンの実施。 5. 県の指導により、市町村主体の献血推進、啓発、実施を福祉保健所単位に拡大し福祉保健所にも責任を持たせ、県・福祉保健所・市町村が連携を取り目標達成に向け協力をお願いする。 6. 県による、広報媒体を使った献血推進の実施。
福岡	1. 学生献血推進協議会の加盟校を増やす。 2. 年度末あたりの高校3年生が18歳になる時期を見計らって、該当箇所にて献血協力をお願いする。 3. 紹介者キャンペーン等を実施し、若年層への啓蒙普及を図る。(計画中) 4. 看護学校等専門学校生の施設見学を積極的に受け入れ説明会に加え、献血を体験してもらいた献血の必要性を理解させ、今後の献血協力をお願いする。 5. 献血処遇品は、若年層の献血者を対象としたものを含め選択できるようにする。 6. 携帯メールを活用し、献血情報を発信する。	1. ライオンズクラブ等と連携をとり、企業に複数回(年内において)の献血協力をお願いする。 2. 現行実施事業所の継続的な推進、及び新規開拓のため系列企業への紹介を頂き積極的に献血のお願いを行う。	1. 対象者へDM発送。献血の必要性を訴え、クラブ登録を推進する。また、献血受入窓口においても、積極的に勧誘を図る。 2. 携帯メールを活用し、献血情報及び献血要請等を発信する。	1. 県及び各市町村の献血推進協議会やライオンズクラブ等、献血協力団体との連携により献血計画の実行を図る。 2. 献血者を継続的に確保するため、PC-CLUB(血小板成分献血登録制)や複数回献血クラブを推進していく。
佐賀	1. 血液センターの見学及び献血教室等を実施することで、若年層の献血への理解を深める。	1. 400mL献血者確保を一日(1台)60名以上の目標で献血を実施する。 2. 企業の規模にあわせ、献血実施回数(通常は年2回実施)を設定する。	1. 佐賀BC複数回献血クラブを設立し、安全で良質な血液製剤の安定確保を行う。	1. イベント会場等における献血バスによる献血の計画。 2. 県・市町村担当者の献血推進活動強化及び献血推進ボランティア団体等の研修会を開催し情報の共有化連絡調整を図る。

①若年層を対象とした対策				②企業における献血の推進対策				③複数回献血者対策				④目標を確保するための全般的な対策				
長崎	1. 学生献血ボランティア、赤十字奉仕団を中心とした、献血者確保イベントを実施する。 2. 学生ボランティア研修会等を実施して、献血に対する学生の理解を深め若年層への推進活動を行う。 3. 県主催の教員対象研修会に出席して、若年層への献血思想の普及と協力について説明を行う。 4. 大学や専門学校等の献血を積極的に実施する。				1. 新規事業所及び献血協力、推進団体の開拓を行う。 2. 複数回の事業所献血を推進する。 3. 市町合併後に新たな事業所の開拓を行政と共に実施する。				1. 複数回献血事業を軌道に乗せ安定的な献血者確保を目指していく。 2. 母体、ルームにおいて血小板と400mL献血者の会員を増やしていく。 3. 移動献血においては、ハガキ依頼により複数回の献血者を増やしていく。				1. 献血者が減少する時期を中心に、ハガキによる献血協力依頼を実施する。 2. 県やライオンズクラブ等献血推進団体主催によるイベントやキャンペーンを積極的に実施する。 3. 固定施設において周辺の店舗や事業所に対し献血を推進し、積極的に400mLの確保を行う。 4. 赤血球の不足時は、移動献血車の配車台数を増やし献血者が参加しやすい環境を作るようする。 5. 県と連携して、マスコミへ積極的に情報提供を行っていく。			
熊本	1. 特に18歳からの献血キャンペーンの実施を通して、若年層の初回献血と400mL・血小板成分献血の啓発を図るとともに若年層にアプローチが図れるキャンペーンイベント等を企画する。 2. 大学生の献血推進については、県下12大学・短大における学生献血ボランティア(熊本県学生献血推進協議会)を中心に学生のアイデアによって学内献血の活性化を図るとともに、18年度に本県で開催される第3回九州ブロック学生献血推進サミットの実施によって県下の若年層に対し献血への意識高揚を図る。 3. 県からの提供により、献血を希望された高校生に記念品(けんけつちゃんのハンドタオル)を進呈する。				1. 400mL献血の必要性と200mL献血の現状を説明しご理解いただき、400mL献血のみの企業献血件数を増やす。また、新規の企業については、初めから400mL献血を依頼する。 2. 献血情報誌等の提供によって、献血を身近なものとして捉えていただくようにしていく。 3. 献血実施企業について、担当を通じ従業員への献血推進を図っていただくとともに、効果的な館内放送や社内LANでの呼び掛けを行ってもらう。また、前もって希望者を募っていただく等によって、献血に対する意識付けや献血時の待ち時間の解消につなげる。				1. 複数回献血者確保事業により、クラブ会員の募集をし、献血依頼により複数回献血者を増加させる。 2. 献血情報誌発行によって、献血への理解と協力を促進する。				1. 広報媒体や献血推進資材に献血の現状(400mL献血と血小板献血の必要性と200mL献血・血漿献血の現状)を訴えて県民への啓発を行う。 2. 固定施設や移動献血車においてこれまで以上に400mL・血小板献血への協力をお願いする。採血車においてこれまで以上に400mL・血小板献血への協力をお願いする。 3. 引き続き、新規の団体や事業所の掘り起こしを行うとともに1稼動の献血者数を上げる。			
大分	1. 7月の愛の血液助け合い運動月間中の県学推協のイベント(献血サポートー)時に小・中・高校生100人を募集し、学推協学生と一緒に1サッカー試合前にピッチ上でサポートーに向かって献血の呼びかけを行う。参加者にはサッカーティシャツをプレゼントするなどにより献血に対する意識付けをする。 2. ライオンズクラブとタイアップし、小学校のPTA時に児童、保護者一緒に献血の勉強会を実施、また保護者、教職員対象に献血を実施する。 3. 大学、短大、専門学校献血時の400mL献血者への処遇品の進呈による400mL献血の推進。				1. 協会、組合、連合会等の団体を協力団体として取り込み、単独で実施が難しい小規模事業所も対象とする組織的献血を推進し、献血者底辺の拡大を図る。 2. 交替制勤務導入事業所の創立記念日等のイベント時における献血実施への取り組み。 3. ライオンズクラブ・ロータリークラブ・青年会議所とのタイアップによる事業所献血の推進。				1. 複数回献血者クラブの会員を年1回の400mL・血小板成分献血者から募集し、登録、運用。血液が不足する時期あるいは型別不足時に要請し、血液の安定確保を図る。初回献血者の中からセレクトして勧誘し、登録する。 2. 会員対象の医師、保健師、スポーツ関係講師による各種講演会、栄養士等による健康相談会を実施し、複数回献血率の向上を図り、安全な血液の安定的な確保を図る。				1. 献血ルームにおける成分献血キャンペーンの実施。 2. ライオンズクラブ主催献血の実施回数増。 3. 定時定点献血の推進。 4. 組織的な献血団体への献血協力の推進。 5. 県とタイアップした新規献血者確保対策(ニュードナーメイトキャンペーンの実施)			
宮崎	1. 県学生献血推進協議会の総会・定例会で、血液事業について研修するカリキュラムを導入し、会員の資質向上と大学献血の活性化を図る。 2. 夏休みの期間中に、小学生とその保護者を対象に「親子献血教室」を開催して、将来の献血者を育成する。 3. 高校生ボランティアサークルによる定期的なイベントを実施する。(献血ルーム)				1. 県の主催による献血推進リーダー育成研修会を実施して、血液事業の現状について理解を求め、企業単位における献血の活性化を図る。 2. 成分献血協力事業所に対して年2回以上の協力依頼をする。(献血ルーム)				1. 複数回献血者へ適宜、情報提供を行いながら安定的に成分献血者を確保する。 2. 毎月はがきにより依頼を請する。(献血ルーム) 3. 年1回しか献血されてない成分献血者へハガキ等により協力を求め登録推進を図る。(献血ルーム)				1. 成分献血推進事業として、献血の情報及び成分献血実績のあった企業名等を新聞に掲載する。 2. 保健所献血推進連絡協議会の開催 3. 県の事業としてテレビ等コマーシャル制作及び放映による広報啓発 4. ライオンズクラブに対し献血推進セミナーを開催			
鹿児島	1. 学生ボランティアの育成強化に努め、大学・専門学校等若年層の400mL献血や成分献血の底辺拡大を行う。 2. 小・中学生及び保護者を対象にセミナーや施設見学会を実施し、意識拡大を行う。 3. 高等学校3年生及び教職員を中心とした献血の普及啓発を行うため、学校訪問の実施。				1. ライオンズクラブ、ロータリークラブ等を通じた新規企業の開拓や育成の強化。 2. 団体の400mL献血の推進強化や効率向上を図る。				1. 献血者登録制度や複数回献血クラブを有効活用し、必要性を訴えながら依頼を行う。 2. 登録者やクラブ会員の募集を強化し、底辺拡大を行う。				1. 需要に見合った採血に努め、月別採血計画を調整し、過不足が生じないよう努める。 2. 効率的な採血を最重点におき、献血推進団体と調整し、採血現場でも広報、声かけを強化する。 3. 献血ルームの活性化を図るために、環境整備を行う。 4. 携帯電話・メール登録者の応諾率の向上。			
沖縄	1. 比較的若年層が集まる運転免許試験場、教習所へ増車し協力を得る。 2. 学生献血推進協議会の内容充実と学内献血の強化を図る。 3. 学生ボランティアの増加を図り、街頭等の呼び掛け強化 4. 高校を中心にした献血教室の開催(12校目標)				1. トライアゴン協会、建設業協会等主催で協力している団体へは、単独の協力とで年2回の実施を推進 ・商工会、企業担当者に対して献血推進セミナーを開催 ・年1回の協力団体へ年2回の協力実施を推進 (複数回献血へも関連)				1. 献血団体、大学、専門学校、行政、個人に対してポスター、チラシ、パンフレット等にて推進 2. ハガキ・メールによる献血依頼				1. 全市町村を推進課長及び推進係が訪問し、具体的な取組みについてモデルケースを紹介する。 2. 市町村献血担当課長及び担当者会議開催及び年間計画書の提出 3. 県内あらゆる場所で「献血」の文字が目にはいるように工夫する。 4. 地域赤十字奉仕団研修及び献血現場での協力増加 5. 337D地区ライオンズクラブセミナーを実施する。 6. 献血登録者への継続的依頼			

## ＜参考条文＞

- 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）（抄）

（献血受入計画）

第十一條 採血事業者は、基本方針及び献血推進計画に基づき、毎年度、都道府県の区域を単位として、翌年度の献血の受入れに関する計画（以下「献血受入計画」という。）を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 採血事業者は、献血受入計画を作成しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の意見を聴かなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、薬事・食品衛生審議会の意見を聞くものとする。

4 都道府県及び市町村は、献血推進計画に基づき、第一項の認可を受けた献血受入計画の当該地域における円滑な実施を確保するため、必要な協力を行わなければならない。

# 平成18年度の献血の推進に 関する計画

# 目次

前文	1
第1節 平成18年度に献血により確保すべき血液の目標量	1
第2節 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項	1
(1) 献血に関する普及啓発活動の実施	1
①効果的な普及啓発、献血者募集等の推進	
②献血運動推進全国大会の開催等	
③献血推進運動中央連絡協議会の開催	
④献血推進協議会の活用	
(2) 献血の推進に際し、配慮すべき事項	4
①献血者が安心して献血できる環境の整備	
②血液検査による健康管理サービスの充実	
③献血者の利便性の向上	
④まれな血液型の血液の確保	
⑤採血基準の在り方の検討	
⑥血液製剤の安全性の向上に関する献血の在り方の検討	
(3) その他関係者による取組	5
第3節 その他献血の推進に関する重要事項	6
(1) 献血推進施策の進ちょく状況等に関する確認・評価	
(2) 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応	
(3) 災害時等における献血の確保等	

## 平成18年度の献血の推進に関する計画

### 前文

- 本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき定める平成18年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るために基本的な方針（平成15年厚生労働省告示第207号。以下「基本方針」という。）に基づくものである。

### 第1節 平成18年度に献血により確保すべき血液の目標量

- 平成18年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、全血製剤0.1万リットル、赤血球製剤47万リットル、血小板製剤15万リットル、血漿製剤24万リットルであり、それぞれ0.1万リットル、49万リットル、16万リットル、25万リットルが製造される見込みである。
- さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、平成18年度には、全血採血により133万リットル及び成分採血により63万リットル（血小板採血32万リットル及び血漿採血31万リットル）の計196万リットルの血液を献血により確保する必要がある。

### 第2節 前節の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

#### (1) 献血に関する普及啓発活動の実施

- 国は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、採血事業者等の関係者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした血液製剤の国内自給（法第3条第2項に規定する国内自給をいう。以下同じ。）を推進し、広く国民各層に献血に関する理解と協力を求めるため、国民に対し、教育及び啓発を行う。
- 都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、より多くの住民の献血への参加を促進するため、地域の実情に応じた啓発を行うことにより、献血への関心を高めることが必要である。
- 採血事業者は、国、都道府県、市町村等の関係者の協力を得て、献血者が継続して献血に協力できる環境の整備を行うことが重要である。このため、国、

都道府県、市町村等の関係者と協力して効果的なキャンペーンを実施するとともに、献血者の健康管理に資することを目的とした血液検査結果の通知等の各種サービスを提供すること等により、献血への一層の理解と協力を呼びかけることが求められる。

- ・ 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、国民に対し、血液製剤がこれを必要とする患者への医療に欠くことのできない有限で貴重なものであることを含め、献血や血液製剤についての普及啓発を実施するとともに、少子高齢化の進行や変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の発生に伴う献血制限等の献血をめぐる環境の変化、血液製剤の利用実態等について正確な情報を伝え、献血者等の意見を踏まえつつこれらの情報提供や普及啓発の手法等の改善に努めることが必要である。また、血液製剤の安全性の確保のための取組の一環として、感染症の検査を目的とした献血を行わないよう、献血における問診はもとより平素から広報媒体を用いること等により、国民に周知徹底する必要がある。
- ・ これらを踏まえ、以下に掲げる献血推進のための施策を実施する。

#### ① 効果的な普及啓発、献血者募集等の推進

血液製剤について、国内自給が確保されることを基本としつつ、将来にわたって安定的に供給される体制を維持するため、普及啓発の対象を明確にした効果的な活動や重点的な献血者募集を行うこととし、これを「献血構造改革」と位置付け、以下の取組を行う。

##### <若年層を対象とした対策>

- 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、従来から献血推進活動を行っている献血ボランティア等の協力に加え、若年層を中心としたボランティア組織の協力を得ること等により、若年層の献血への理解の促進及び献血体験の促進に組織的に取り組む。

具体的な取組に当たっては、以下に留意する。

- ・ 全国の若年者献血ボランティア組織、青少年のボランティア組織等との機能的な連携を確保する。
- ・ 各種広報媒体を通じて、国が作成した献血推進キャラクターを効果的に活用する。
- 国は、高校生を対象として、献血について解説した教材等を作成し、都道府県及び市町村と協力して、これらの教材等を有効活用しながら献血への理解を深めるための普及啓発を行う。

また、中学生を対象として、血液への理解を促す資材を作成し、都道府県及び市町村と協力して、これらの資材を有効活用しながら血液及び献血についての正しい知識の普及啓発を行う。

- 都道府県及び市町村は、地域の実情に応じて、若年層の献血への関心を高めるため、学校等において、ボランティア活動推進の観点を踏まえつつ献血についての情報提供を行うとともに、献血推進活動を行う組織との有機的な連携を確保する。

- 採血事業者は、その人材や施設を活用しつつ、若年層への正しい知識の普及啓発と協力の確保を図るため、献血に関するセミナーや血液センターの見学会等の開催を推進する。その推進に当たっては、国と連携するとともに都道府県及び市町村の協力を得る。

<企業における献血の推進対策>

- 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、以下の取組を行う。
  - ・ 企業にとっての社会貢献活動の一つとして企業における献血の推進を促すため、献血に協賛する企業を募る。
  - ・ このほか、各血液センター等における献血推進活動の展開に際し、地域の実情に即した方法で企業との連携強化を図り、企業における献血の推進を図るための呼びかけを行う。

<複数回献血者対策>

- 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、以下の取組を行う。
  - ・ 血液の在庫が不足した際はもとより、平素からあらかじめ各血液センターに登録された献血者に対し、機動的かつ効率的に呼びかけを行うことができる体制を構築する。
  - ・ 複数回献血者に対し健康管理のための講演会を行うなど、複数回献血者に対するサービスの向上を図る。
  - ・ 各血液センターに、複数回献血者を中心的な構成員とする献血者のクラブを組織し、情報誌の発行等各種サービスの提供を行うなど、複数回献血者の組織化のための取組を行う。

<献血推進キャンペーン等の実施>

- 国は、以下の取組を通じ、自ら効果的な献血推進キャンペーン活動を展開するとともに、各種団体、献血に協賛する企業等、献血推進活動を実施しようとする関係者に対し、適切な情報を提供する等の必要な支援を行う。
  - ・ 都道府県及び採血事業者とともに、7月に「愛の血液助け合い運動」を、1月から2月までの期間に「はたちの献血」キャンペーンを実施し、特に必要性が高い400ミリリットル全血採血及び成分採血の推進及び普及のため、ポスター等の必要な資料を作成し、関係者に提供する。また、都道府県及び採血事業者においても、必要な資料を作成し、関係者に提供する。
  - ・ 様々な広報媒体を活用して献血への理解と協力を呼びかけるとともに、献血場所を確保するため、関係者に必要な協力を求める。
  - ・ 都道府県献血推進計画の策定に技術的支援を行うとともに、計画の達成に向けた進ちょく状況等を把握し必要な助言を行う。
- 都道府県及び市町村は、様々な広報媒体を活用し、採血事業者の協力を得

て、献血の推進に関する資料を関係者や住民に提供すること等により、住民に献血への理解と協力を呼びかけることが必要である。例えば、献血の必要性に関する教育及び啓発資料の作成、広報媒体等を活用した献血場所の周知、献血未経験者が参加しやすいイベントの開催等が挙げられる。

#### ② 献血運動推進全国大会の開催等

- ・ 国は、都道府県及び採血事業者とともに、献血により得られた血液を原料とした血液製剤の国内自給を推進し、広く国民各層に献血に関する理解と協力を求めるため、7月に献血運動推進全国大会を開催する。
- ・ 国及び都道府県は、献血運動の推進に関し積極的に協力し、模範となる実績を示した団体又は個人に対し表彰を行う。

#### ③ 献血推進運動中央連絡協議会の開催

- ・ 国は、都道府県、市町村、採血事業者、民間の献血推進組織、患者団体等の代表者の参加を得て、効果的な献血推進のための方策や献血を推進するまでの課題等について協議を行うため、10月に献血推進運動中央連絡協議会を開催する。

#### ④ 献血推進協議会の活用

- ・ 都道府県は、献血に対する住民の理解と協力を求め、血液事業の適正な運営を確保するため、献血推進協議会を設置することが重要であり、血液事業の問題点等を提示するなどして、定期的に開催することが求められる。市町村においても、同様の協議会を設置することが望ましい。
- ・ 献血推進協議会には、採血事業者、医療関係者、商工会議所、教育機関、報道機関等から幅広く参加者を募る。
- ・ 都道府県及び市町村は、このような献血推進協議会を活用することにより、採血事業者及び血液事業に関わる民間組織等と連携して、都道府県献血推進計画の策定を始めとして、献血に関する教育及び啓発を検討し、民間の献血推進組織の育成等を行うことが必要である。

### (2) 献血の推進に際し、配慮すべき事項

#### ① 献血者が安心して献血できる環境の整備

- ・ 平成17年12月に「安全で安心な献血の在り方に関する懇談会」報告書が取りまとめられ、献血者が安心して献血できる環境整備のため、国の適切な関与の下で採血事業者を実施主体とする献血による健康被害に対する救済制度の創設等の提言がなされた。
- ・ 採血事業者は、献血者が安心して献血できる環境を整備する必要があり、この報告書に沿って、平成18年度中の新たな救済制度の創設に向け、採血業務の運用・管理の見直し、体制整備等を図る。
- ・ 採血事業者は、献血の受入れに当たっては献血者を懇切丁寧に処遇し、不快の念を与えぬよう特に留意する必要がある。また、献血者の要望を把握し、これを踏まえて、献血受入体制の改善に努める。
- ・ 国及び都道府県は、採血事業者によるこれらの取組を支援するなどして、

安心して献血を行うことができる制度基盤を確立することが重要である。

② 血液検査による健康管理サービスの充実

- ・ 採血事業者は、献血制度の健全な発展を図るために、採血に際し、生化学検査等献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者が希望する場合は、その結果を通知する。
- ・ 国は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。また、献血者の健康管理に資する検査の充実は、自発的な無償供血に矛盾するものではなく、献血の推進に有効であることから、検査結果を健康診査、人間ドック、職域検査等で活用するとともに、地域における保健指導にも用いることができるよう、周知又は必要な指導を行う。都道府県及び市町村は、これらの取組に協力する。

③ 献血者の利便性の向上

- ・ 採血事業者は、立地条件等を十分考慮して採血所を設置するとともに、効率的に採血を行うため、移動採血車による採血等、献血者の利便性に配慮した献血受入体制の整備及び充実を図る。
- ・ 都道府県及び市町村は、採血事業者と十分協議して、移動採血車による採血等の日程を設定し、そのための公共施設の提供等、採血事業者の献血の受入れに協力することが重要である。
- ・ 国、都道府県及び市町村は、採血事業者による献血の受入れが円滑に行われるよう、献血場所の確保等に関し、必要な措置を講ずることが重要である。

④ まれな血液型の血液の確保

- ・ 採血事業者は、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、その意向を踏まえ、登録を依頼する。
- ・ 国は、まれな血液型の血液の供給状況について調査する。

⑤ 採血基準の在り方の検討

- ・ 国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進及び血液の有効利用の観点から、採血基準の見直しを行う。

⑥ 血液製剤の安全性の向上に関する献血の在り方の検討

- ・ 国は、「輸血医療の安全性確保のための総合対策」に基づき、採血事業者と連携して、献血者に対する健康管理サービスの充実等による健康な献血者の確保、献血者の本人確認の徹底等の検査目的献血の防止のための措置を講ずるなど、善意の献血者の協力を得て、血液製剤の安全性を向上するための対策を推進する。

(3) その他関係者による取組

- ・ 官公庁、企業、医療関係団体等は、その構成員に対し、ボランティア活動である献血に対し積極的に協力を呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易にするよう配慮するなど、進んで献血しやすい環境作りを推進することが望ましい。

### 第3節 その他献血の推進に関する重要事項

#### (1) 献血推進施策の進ちょく状況等に関する確認・評価

- ・ 国、都道府県及び市町村は、血液事業の担当者が協議する会議を開催し、献血推進のための施策の進ちょく状況について確認及び評価を行うとともに、採血事業者による献血の受入れの実績についての情報を把握し、必要に応じ、献血推進のための施策の見直しを行うことが必要である。
- ・ 国は、献血推進運動中央連絡協議会等を活用し、献血の推進及び受入れに関し関係者の協力を求める必要性について都道府県、市町村及び民間の献血推進組織等と認識を共有するとともに、必要な措置を講ずる。

#### (2) 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、赤血球製剤等の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、供給に支障を及ぼす危険性を勘案し、国及び採血事業者が策定した対応マニュアルに基づき早急に所要の対策を講ずることが重要である。

#### (3) 災害時等における献血の確保等

- ・ 国、都道府県及び市町村は、災害時等における献血が確保されるよう、採血事業者と連携して必要とされる献血量を把握した上で、様々な広報媒体を活用し、需要に見合った広域的な献血の確保を行うことが必要である。
- ・ 国、都道府県及び市町村は、災害時において、製造販売業者等関係者と連携し、献血により得られた血液が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずることが必要である。
- ・ 採血事業者は、災害時における献血受入体制を構築し、広域的な需給調整等の手順を定め、国、都道府県及び市町村と連携して対応できるよう備えることにより、災害時における献血の受入れに協力する。